

仕 様 書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当 田村、河北 電話 222-3952)

件 名	機械警備委託（上京リサイクルステーション）
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契 約 条 件	<p>1 機械警備委託対象 上京リサイクルステーション （京都市上京区中立売通油小路東入甲斐守町100）</p> <p>2 目的 上記の警備対象における、火災、盗難の防止、不法不良行為の警備にあたり、もって財産の管理、保全を図る。</p> <p>3 主たる任務 （1）火災の防止と早期発見及び初期消火 （2）盗難の防止及び不法侵入者の発見阻止 （3）不法不良行為の発見阻止 （4）事故発生時における応急措置と責任者、警察、消防署等関係機関への通報連絡 （5）その他協議のうえ、決定した事項</p> <p>4 権限と義務 （1）権限 本市は、前項の任務を達成するために必要な権限を付与するものとする。 （2）義務 受託者は、警備実施中に知り得た秘密事項を漏洩してはならない。</p> <p>5 警備方法 （1）機械警備 （2）警備担当時間 月曜日～金曜日 夜間 17時00分から翌朝9時00分まで（16時間00分） 土・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日 朝9時00分から翌朝9時00分まで（24時間） ただし、業務上の都合により、時間及び日を変更することがある。 （3）回線は、専用回線又は断線監視機能付とする。 （4）既設の自動火災報知機との結線を行い、異常事態をただちに把握できる体制をとること。</p> <p>6 警備範囲 別添図面のとおりに</p> <p>7 警備期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日</p>

契 約 条 件

8 報告と連絡

(1) 警備報告書の提出

1箇月分をまとめて翌月速やかに提出するものとする。

(2) 事故発生時の報告

事故発生時にあたっては、本市担当者に即刻報告するとともに、後刻その詳細について文書をもって報告するものとする。

9 損害賠償の範囲

委託業務で生じた損害に係る経費は、受託者が負担するものとする。

ただし、その損害が委託者の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

10 支払い方法

委託料について、全ての業務の履行終了後（1年ごと）に受託者の請求に基づき、一括で支払うものとする。

ただし、本市は、受託者が希望する場合、履行分につき、受託者の請求に基づいて、1箇月ごとに、既済部分の代価に相当する額を支払う。

11 その他

(1) その他警備実施にあたっての詳細については、協議のうえ別途定めるものとする。

(2) 契約終了後、警備業務用機械装置を撤去する場合は、受託者の負担により行うものとする。

(3) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要が生じた場合は、別途契約する。

(4) 契約の際、警備業法第19条第1項の規定による当該契約の概要について記載した書面をまち美化推進課に提出すること。

また、契約締結後、すみやかに警備業法第19条第2項の規定による当該契約内容を明らかにする書面をまち美化推進課に提出すること。

工事設計図

施設整備課	課長	係長	係員
平面図	N.O.		枚の内

